質問回答書

次の工事に関する質問に回答します。
令和8年10月1日

工 事 名： Ｒ８徳耕　広域　徳島東部４期　１の１工区橋梁上部架設工事

路線名等： 徳島東部４期地区

工事箇所： 勝浦郡上勝町

番号	質問事項	回　　答
1	支承工施工に伴う橋台昇降設備について 支承工の施工にあたり、資材の荷揚げおよび支承材の据付を行うクレーンは、その能力上、支保工の設置前に橋台間の中間付近へ配置する必要があります。一方で、支承の据付施工、およびそれに伴う資材発注のための橋座面測定（出来形確認）を先行して行うにあたり、支保工の昇降設備とは別に、安全な昇降設備（登り桟橋等）が不可欠となります。本昇降設備は施工手順上、支保工とは独立して先行設置せざるを得ない仮設上の制約条件になると考えられます。 当該昇降設備の設置費用について、設計変更の対象としてご協議は可能でしょうか。	設計変更に係る協議は、徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）に基づいて行います。
2	A2 橋台パラペット部の鉄筋について 現状、A2 側橋台パラペット部の鉄筋は、伸縮装置および踏掛版受台部のアンカー筋を含め、組立が完了した状態にあると思われます。しかしながら、上部工の PC 鋼材が両締め緊張である場合、A2 側橋台上でも緊張作業を行うためには通常、桁端部から後方に約 2～3m の作業スペースが物理的に必要となります。現状のパラペット部鉄筋は、この緊張作業の重大な支障（干渉）となるため、一度解体せざるを得ません。両締め緊張の施工において、当該鉄筋の「一時解体および緊張後の再組立」は避けることのできない工程（手戻り分）となります。つきましては、当該解体・再組立費用について、設計変更の対象となるかどうかご教示願います。	設計変更に係る協議は、徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）に基づいて行います。
3	橋台パラペット・ウィング部の足場について 橋台パラペット及びウィング部の施工に際し、埋め戻し等が行われていない場合、橋台背面部に足場が必要となる可能性があり、またウィング部外側では足場の設置が必須と判断されますが、これら仮設足場費用の設計変更の可否についてご教示願います。	設計変更に係る協議は、徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）に基づいて行います。

4	支承工の沓座・アンカー孔モルタルについて 支承工の沓座およびアンカー孔モルタルの施工（労務等）は計上されていると思われますが、使用する「無収縮モルタル」の材料費が計上されておりません。当該材料が「他工事（下部工等）において既に施工済み」であるのか、あるいは「本工事における支給品」であるのか、現状の施工区分についてご教示願います。なお他工事での対応がなされておらず、本工事での材料調達が必要となる場合は、設計変更の対象となるかどうかも併せてご教示願います。	本積算では、無収縮モルタルの材料費が計上されていません。徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）に基づき、設計変更協議の対象となります。
5	横方向変位制限の緩衝部材について 本工事の施工において横方向変位制限のコンクリート、型枠が計上されていますが、緩衝ゴム、固定用プレート、締着ボルトが計上されていません。未計上のものについては別途追加変更となるでしょうか。	本積算では、緩衝ゴム、固定用プレート、締着ボルトの計上がされていません。徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）に基づき、設計変更協議の対象となります。
6	高欄兼用車両用防護柵の単価について 本工事における高欄兼用車両用防護柵は、一部ビームに曲げ加工が必要な特殊仕様と思われますが、見積単価一覧表にその旨の明記がありません。現在の積算が「標準仕様」の単価を採用されている場合、防護柵詳細図（その２）注記「2. 本防護柵の表面処理は、別途打ち合わせ後とする。」の協議と併せて、特殊仕様（曲げ加工および表面処理）に伴う設計変更のご対応をいただけるかご教示願います（特別単価を採用されている場合は明示をお願いいたします）。	設計変更に係る協議は、徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）に基づいて行います。
7	大型土のうの運搬等について 既設の大型土のうを再設置場所まで移動させるにあたり、積込、荷卸、および運搬等に要する費用が設計金額に見込まれていないように見受けられます。 本費用について、受注後に設計変更の協議対象とすることは可能でしょうか。	本積算では、大型土のうの積込、荷卸、および運搬等に要する費用が計上されていません。徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）に基づき、設計変更協議の対象となります。